

自主規制モニター会議

次第

(2023年6月21日(水) 14:30~16:30)

I 開会

II 会長挨拶

III 議事

1. 自主規制の活動報告（年次報告）

【資料1-1】～

【資料1-3】

(1) 品質管理レビュー制度

(2) 個別事案審査制度

(3) 審査申立て制度

(4) その他

2. 自主規制の活動報告（論題）

(1) 品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度）

【資料2】

2023年度品質管理レビュー方針

(2) 懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチームの検討状況

（懲戒処分の量定に関するガイドラインの見直し）

【資料3】

IV 閉会

会議資料

資料No.	資料
1-1 ^{※1}	自主規制の活動報告（運営状況）
1-2 ^{※2}	2022 年度品質管理レビューの概要
1-3 ^{※3}	個別事案審査制度の活動概要（2022 年度）
2	品質管理レビュー基本方針（2023 年度～2025 年度） 2023 年度品質管理レビュー方針
3 ^{※1}	懲戒処分の実効性確保に向けた検討プロジェクトチームの検討状況 （概要）

※1 会則第 111 条第 4 項ただし書により全部又は一部が非公表とされた資料

※2 当協会ウェブサイト参照

<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/5-30-0-2a-20230627.pdf>

※3 当協会ウェブサイト参照

https://jicpa.or.jp/specialized_field/files/5-32-0-2-20230627.pdf

資料 1 - 1

自主規制の活動報告（運営状況）

自主規制モニター会議

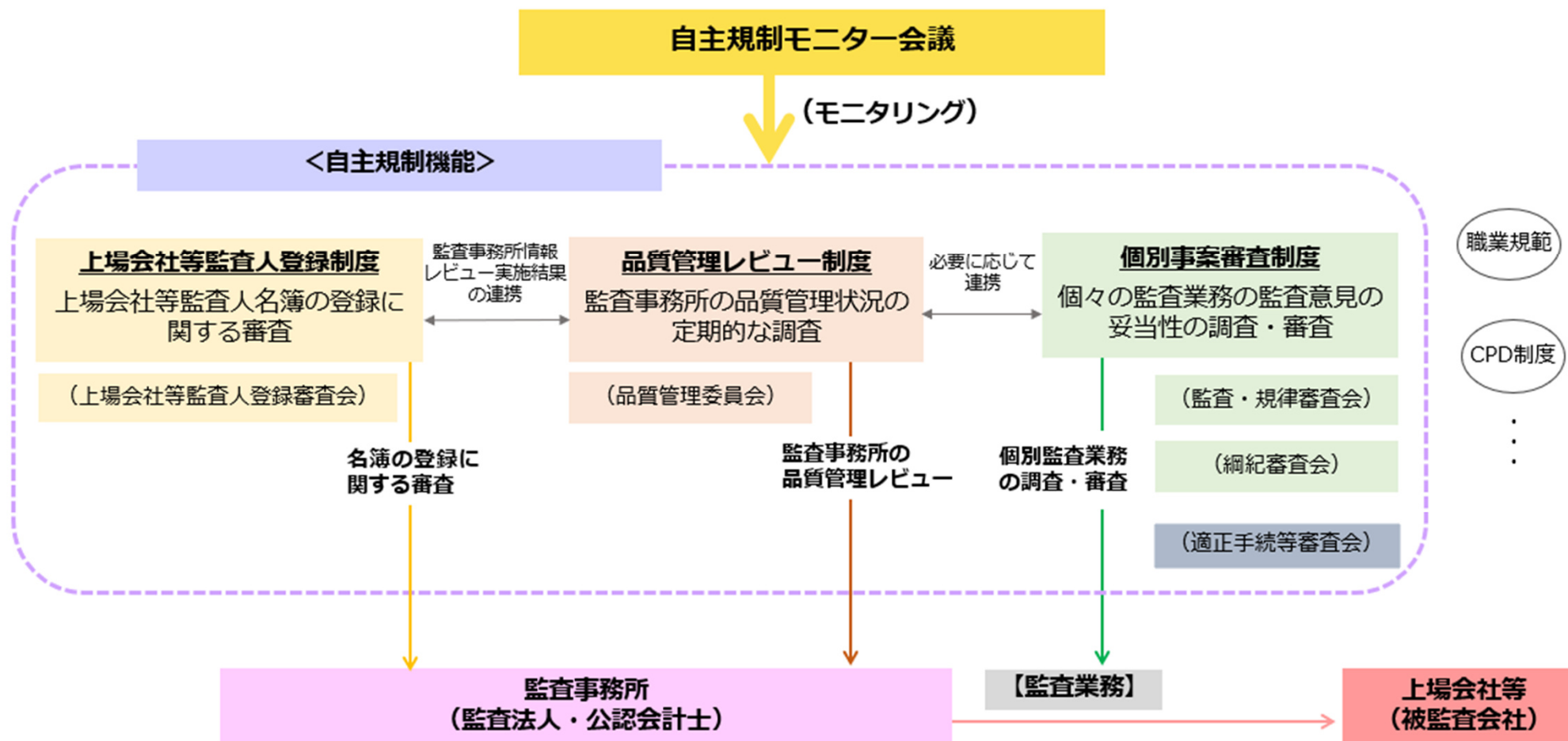
2023/6/21



目次

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況
2. 個別事案審査制度の運営状況
3. 品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の連携
4. 審査申立て制度の運営状況
5. その他（行政処分勧告等対象監査事務所に係る対応）

自主規制の全体像（参考）



1. 品質管理レビュー制度等の運営状況①

2022年度品質管理レビューの実施状況

	実施監査事務所数	既審議数 (~2023.04* ¹)	未審議数 (次年度繰越し)
通常レビュー	92 (63)	87 (60) * ²	5 (3)
特別レビュー	1 (1)	1 (1) * ³	0
改善状況の確認	11 (10)	10 (9) * ²	1 (1)
通常レビュー対象監査事務所 (4月1日現在)	216 (142)	※ 括弧内は上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に 登録されている監査事務所（登録事務所）の数	
通常レビュー実施割合 (当年度)	43% (44%)		

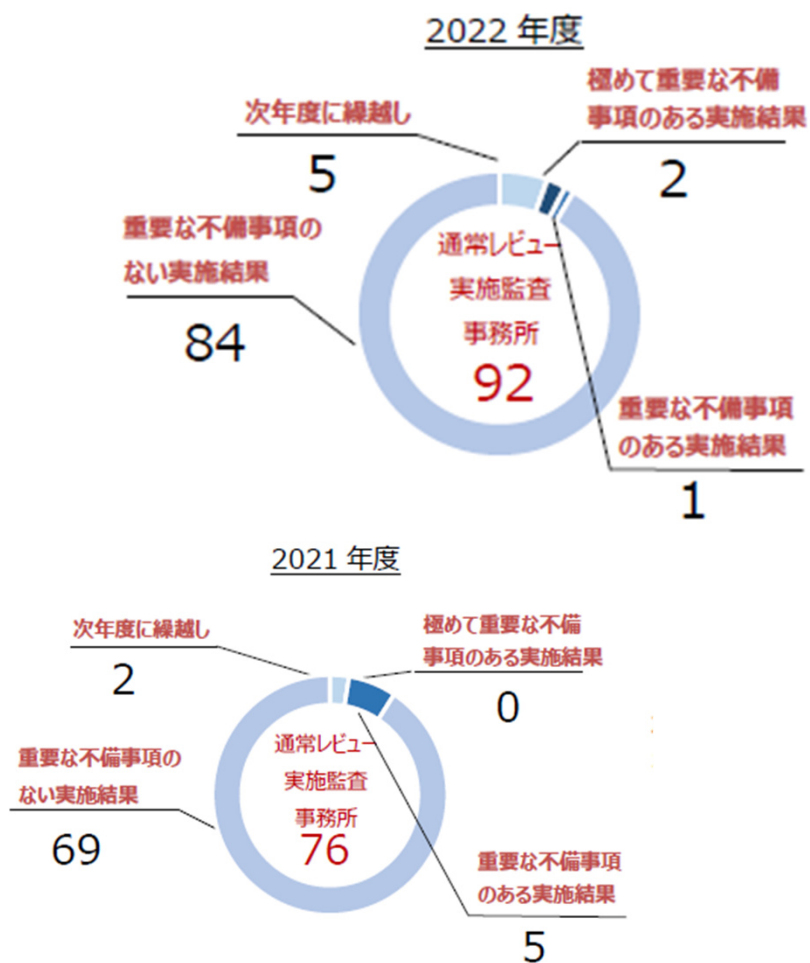
*1 2023年4月までに審議した案件を2022年度分として取り扱っている

*2 通常レビュー及び改善状況の確認の結果の内訳はスライド5・6参照

*3 短期間で実施した過年度訂正監査の品質管理の状況（受嘱、専門要員の確保、業務の実施等）を特に確認するために実施（実施結果：重要な不備事項なし）

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況②

2022年度品質管理レビュー（通常レビュー）の結果の概況



● 実施状況

▶ 2022年度：92監査事務所（5監査事務所次年度繰越し）

● 実施結果（括弧内は登録事務所の数）

▶ 重要な不備事項のなし：84(60)監査事務所

* うち注意（改善不十分）：6(3)監査事務所

▶ **重要な不備事項あり：1監査事務所**

* 厳重注意

▶ **極めて重要な不備事項あり：2監査事務所**

* 辞退勧告

※ **2021年度からの繰越し（2監査事務所）**

▶ **重要な不備事項あり：1(1)監査事務所**

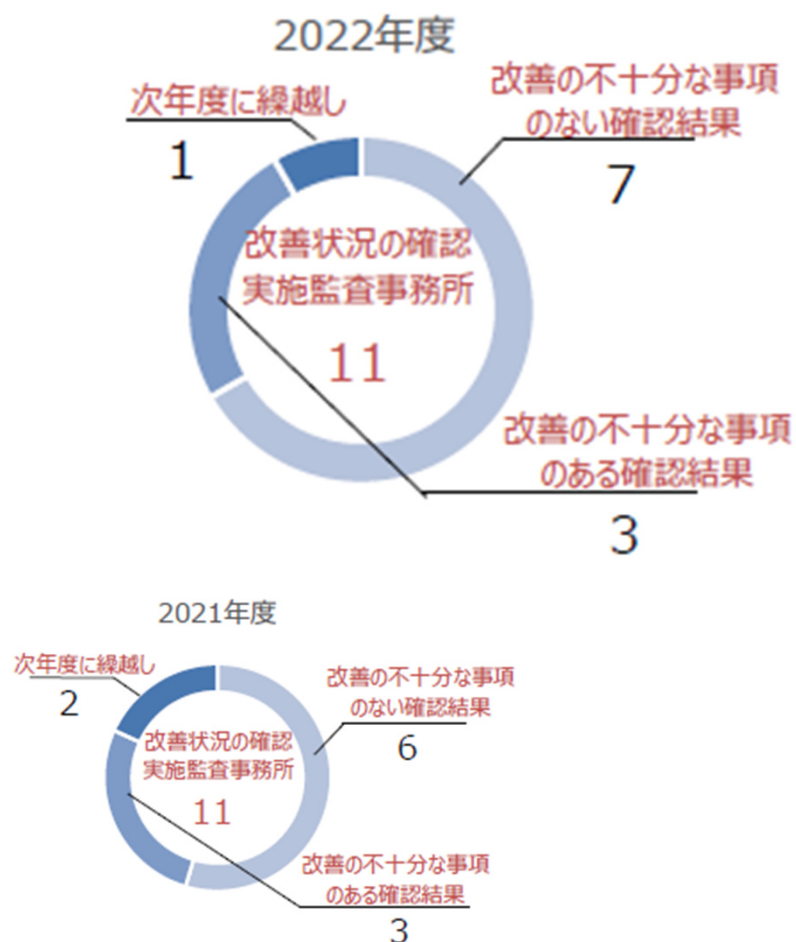
* 辞退勧告（改善不十分）

▶ **極めて重要な不備事項あり：1監査事務所**

* 辞退勧告

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況③

2022年度品質管理レビュー（改善状況の確認）の結果の概況



● 実施状況

- ▶ 2022年度：11監査事務所（1監査事務所次年度繰越し）

● 実施結果（括弧内は登録事務所の数）

- ▶ 改善不十分な事項なし：7（7）監査事務所
- ▶ **改善不十分な事項あり：3（1）監査事務所**
 - * 辞退勧告（改善不十分）：1監査事務所
 - * 注意（改善不十分）：2（1）監査事務所

※ 2021年度からの繰越し（2監査事務所）

- ▶ 改善不十分な事項なし：**1監査事務所**
- ▶ **改善不十分な事項あり：1監査事務所**
 - * 注意（改善不十分）

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況④ 上場会社監査事務所登録制度の運営状況

● 上場会社監査事務所名簿等の登録状況

		～2023年3月末 (上場会社監査事務所登録制度)	2023年4月～ (上場会社等監査人登録制度)
本登録事務所		133	改正公認会計士法の施行に 当たり経過措置の適用を受 け、登録上場会社等監査人 としてみなされた監査事務 所*：139監査事務所
準登録事務所		11	
品質管理レビュー 実施前監査事務所		(8)	
品質管理レビュー 実施済監査事務所		(3)	
登録事務所計		144	

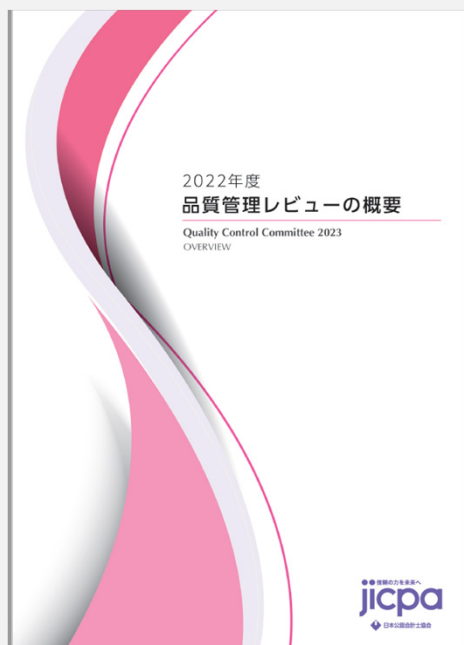
* 改正公認会計士法附則第3条、第4条

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況⑤

品質管理レビューに関する公表物

● 品質管理レビューの概要（本編）

▶ 制度概要及び2022年度の運用状況を取りまとめ、全体的な俯瞰や趨勢を分析したもの

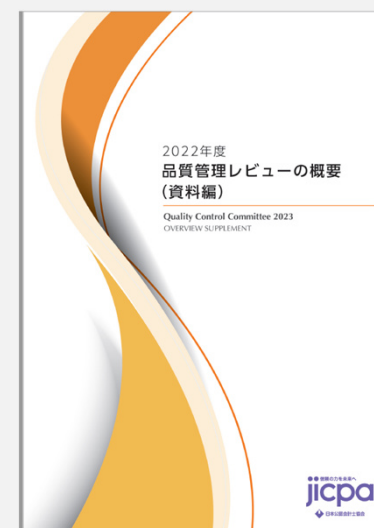


【第1部 制度の概要】

1. 日本公認会計士協会の概要
2. 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組
3. 品質管理レビュー制度等
4. 上場会社監査事務所登録制度
5. 公認会計士・監査審査会との関係

【第2部 実施状況及び実施結果】

1. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果
2. 通常レビューにおける改善勧告事項
3. 上場会社監査事務所名簿等の状況
4. レビュー制度改正後の振り返り



資料編

本編の補足資料として、品質管理レビューの実施状況・実施結果の推移等の数値情報などを取りまとめたもの

1. 品質管理レビュー制度等の運営状況⑥

品質管理レビューに関する公表物

● 品質管理レビュー事例解説集

- ▶ 品質管理レビューにおいて発見されている改善勧告事項に係る具体的な事例を取りまとめたもの



I 部

制度概要と改善勧告事項の意義を説明し、改善勧告事項のうち基本的かつ重要な項目を取り上げたもの

II 部

監査事務所の監査品質の向上のための実務に資するよう、改善勧告事項を項目別に多くの領域で取り上げたもの



2. 個別事案審査制度の運営状況①

- 個別事案審査の実施状況

対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日

➤ **監査・規律審査会**の審議状況（委員17名：うち会員15名、会員外2名）

繰越事案	新規事案	終了事案	次月繰越
23事案	19事案	18事案 (うち綱紀 7事案)	24事案

開催回数：15回

➤ **綱紀審査会**の審議状況（委員7名：うち会員5名、会員外2名）

繰越事案	新規事案	終了事案	次月繰越
9事案	9事案 ※1	16事案 ※2	2事案

開催回数：28回

※1 うち、適正手続等審査会から差し戻された事案：2件

※2 うち、適正手続等審査会に申し立てがなされた事案：2件

2. 個別事案審査制度の運営状況②

➤ 監査・規律審査会の終了事案 18事案の内訳

事案種類	事案数	結論	事案数
監査事案	10事案	問題なし	3事案
		改善勧告	7事案
		綱紀回付	—
倫理事案	8事案	問題なし	—
		改善勧告	1事案
		綱紀回付	7事案
		取下げ	1事案※1

※1 裁判の経過を注視していたが、判決の確定により、調査対象となる事項が取り消されたため、取下げの議決を行った。

➤ 綱紀審査会の終了事案 16事案の内訳

事案種類	事案数	結論	事案数
監査事案	2事案	問題なし	—
		改善勧告	—
		懲戒処分	2事案
倫理事案	14事案	改善勧告	2事案
		懲戒処分	—
		戒告	4事案
		会員権停止	9事案
		退会勧告	2事案
		その他	1事案※2

※2 公認会計士法第4条（欠格条項）に該当したことによる登録抹消により、調査を終了した。

※ 同一の事案で関係会員ごとに複数の結論が出る事案があるため、案件数と結論に差異が生じている。

3. 品質管理レビュー制度及び個別事案審査制度の連携

● 連携の状況

▶ 案件の連携

- 互いの制度の所管に関わる重要な案件（監査・規律審査会の調査・審査事案に関し審査会長が必要と認めた案件／品質管理レビューにおいて監査事務所の監査意見の妥当性又は会則等への準拠性に疑念が生じた案件）について相互に報告することにより、各制度において適切な対応の検討を行い、自主規制全体としての実効性向上を図る。

〈2022年4月～2023年3月の報告状況〉

品質管理委員会から監査・規律審査会への報告：4件

監査・規律審査会から品質管理委員会への報告：0件

- 各制度の機能の違いを踏まえつつ、自主規制全体として一体感のある対応を行うため、報告後の各制度における対応や考え方についても必要に応じて共有

▶ その他の連携

- 調査の重複回避等、効率的かつ効果的な運用を図るためのモニタリング情報、各制度における取上げ状況等の適時の共有など

4. 審査申立て制度の運営状況

● 審査申立ての対象

個別事案審査制度	綱紀審査会が決定した懲戒の処分内容
品質管理レビュー制度	上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿への登録を認めない決定 等

● 審査申立ての要件

※ 2023年4月1日以後は、法改正に伴う新制度により、品質管理レビュー制度については審査申し立ての対象外となる。

結論に影響を及ぼす「手続違反」「重大な事実誤認」「新たな事実の判明」があった場合

● 適正手続等審査会の運営状況（対象期間：2022年4月1日～2023年3月31日）

➤ 適正手続等審査会の審議状況（委員5名：うち会員2名、会員外3名）

繰越事案	新規事案	終了事案	次月繰越
4事案	3事案	4事案 ※1	3事案

開催回数：13回

※1 うち、綱紀審査会に差し戻した事案：2件

● 個別事案審査制度の活動概要（2022年度）の公表

- 2022年度（2022年4月1日～2023年3月31日）の個別事案審査制度の活動概要を、2023年6月末に公表予定

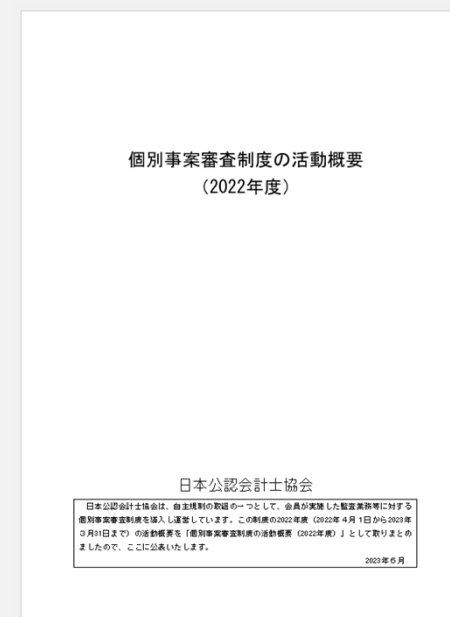
I 制度概要

1. 自主規制団体としての日本公認会計士協会の役割
2. 個別事案審査制度
3. 個別事案審査制度を運営する各組織

II 活動状況

1. 2022年度の取組
2. 2022年度の活動状況
3. 2022年度における懲戒処分の実施状況

III 個別事案審査制度に係る今後の取組



5. その他（行政処分勧告等対象監査事務所に係る対応）

《参考リンク》

- 「監査法人の処分について」（2023年1月27日 金融庁）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230127.html>
- 「監査法人の処分について」（2023年3月31日金融庁）
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230331.html>
- 「赤坂有限責任監査法人に対する検査結果に基づく勧告について」（2023年3月17日公認会計士・監査審査会）
<https://www.fsa.go.jp/cpaaob/sonota/houdou/kankoku/akasaka.pdf>

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会

資料 2

品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度） 2023年度品質管理レビュー方針

自主規制モニター会議

2023/6/21



品質管理レビュー基本方針（2023年度～2025年度）

策定・公表の主な背景

- 上場会社等監査人登録制度の導入（上場会社監査に関するより高い規律付け）
 - ▶ 日本公認会計士協会による適格性の確認
（上場会社監査を公正かつ的確に遂行するために必要な体制を備えているかの確認）
 - ▶ 全ての監査法人に求められる一般的な業務管理体制に加え、上場会社監査を公正かつ的確に遂行するための業務管理体制（情報開示体制を含む）の整備義務
 - ※ 適格性の確認に当たっては品質管理レビューを利用
 - 改訂品質管理基準の適用
 - ▶ 監査事務所の自主的なリスク評価に基づく品質管理システムの整備・運用
 - 全ての登録上場会社等監査人における「監査法人のガバナンス・コード」の受入れ
- ➡ 品質管理レビューにおいても、より高い規律付けを果たしていくことを示す目的から、今後3か年の基本方針を明文化し、公表するもの

品質管理レビューが果たすべき役割

● 品質管理レビューの性格

- ▶ 上場会社等監査人登録の可否や取消しの判断の重要な要素となる品質管理レビューについても、高い規律付けの一環として適格性の確認を行うことが期待されていることから、監督機能を強化していく姿勢を示すため、以下のとおり改めた

指導・監督



指導・監督（監督上の措置を含む）

- ▶ 適格性の確認を行うに当たっての判断目線を策定し、当該目線の下、品質管理レビューの指導・監督機能を適切に果たしていく

● 品質管理レビューの基本姿勢

- ▶ 適格性のない監査事務所については、上場会社等監査人登録の拒否や取消しに繋がる判断を行うことも含め、厳正に対処
- ▶ 社会から信頼される監査として「重要な虚偽表示を見逃さないこと」に加え、「利害関係者への適切な情報開示」も重要な要素であることから、情報の信頼性を確保する公認会計士の自主規制団体として、監査事務所が有用な情報を開示するための体制の整備状況の検証にも注力

具体的な対応方針（目次）

(1) 制度改正や基準改訂への対応

- ① 上場会社等監査人登録制度の適切な運用
- ② 改訂品質管理基準の適用状況の検証

(2) リスク・アプローチの徹底

(3) 業務管理体制の理解・評価

(4) 中小監査事務所（登録上場会社等監査人）の 監査品質の向上

- ① 監査調書の電子化に向けた指導の充実、調書改ざんへの厳格な対応
- ② IT領域の取組の充実
- ③ 指導機能の充実

(5) 品質管理レビューの実務

① リモート・レビュー

② 品質管理レビュー報告書の明瞭化等

(6) 品質管理レビューの体制の強化

(7) 公認会計士・監査審査会との連携

(8) 品質管理レビューの状況等の情報開示の充実

具体的な対応方針（制度改正や基準改訂への対応）

● 上場会社等監査人登録制度の適切な運用

- ▶ 法令上求められる体制の整備状況のほか、より高い規律付けの一環としての新たな判断目線の下、監査事務所の品質管理体制の整備・運用状況に着目して実施する
- ▶ 改正法の施行に当たり経過措置の適用を受ける監査事務所の状況にも留意して実施する

● 改訂品質管理基準の適用状況の検証

- ▶ 特に中小監査事務所については、基準改訂の趣旨を正しく理解し、監査事務所による主体的な品質管理の定着が着実に図られるよう、先行して実施される公認会計士法上の大規模監査法人の状況も踏まえ、指導・監督を行う
- ▶ 品質管理レビューにおいても、監査事務所の「リスク・アプローチに基づく品質管理システム」の実効性を活用する手法を検討する

具体的な対応方針（リスク・アプローチの徹底、業務管理体制の理解・評価）

● リスク・アプローチの徹底

- ▶ 品質管理レビュー年次計画におけるリスク評価の精度を更に上げ、被監査会社の状況と監査事務所の業務管理体制・品質管理体制の状況を総合的に評価してリスクの高い監査事務所を選定し、当該監査事務所にリソースを多く配分する
- ▶ 上場会社監査を行う監査事務所（特に中小監査事務所）に重点を置いたリソース配分を行う
- ▶ 具体的な検証項目については、過年度の改善勧告の状況や直近の動向を踏まえ、年度ごとに重点的実施項目を定め、当該項目を重点的に確認する

● 業務管理体制の理解・評価

- ▶ 監査事務所の規模、組織運営の特性などを踏まえつつ、上場会社監査を公正かつ的確に遂行するために必要な業務の品質管理を行うための体制が適切に整備されているかを確認する
 - ◆ 専任部署の設置
 - ◆ 適切な業務分掌による責任の明確化
 - ◆ 品質管理責任者が必要な品質管理業務を行うための十分な時間の確保 など

具体的な対応方針

(中小監査事務所（登録上場会社等監査人）の監査品質の向上)

● 監査調書の電子化に向けた指導の充実、調書改ざんへの厳格な対応

- ▶ 監査調書の電子化の促進を含む、品質管理レビューにおける指導・監督を一層強化するとともに、監査調書の不適切な管理により品質管理レビュー制度の実効性が担保されない事態を防止するため、以下のような措置を講じる
 - ◆ 監査ファイルの適切な整理並びに監査調書の適切な管理及び保存に関する誓約書の入手
 - ◆ 調書改ざん防止体制の不備を品質管理レビューの実施結果の表明に関して重要な不備事項として取り扱うことの検討
 - ◆ 物理的な調書改ざんリスクを低減するための品質管理レビューの手法（往査前の監査調書の写しの入手、レビュー対象業務の選定通知時期の工夫など）と当該手法を弾力的に運用できる体制の整備

具体的な対応方針（品質管理レビューの体制の強化）

- 上場会社等監査人登録制度の導入、改訂品質管理基準や監査法人のガバナンス・コードの適用を受け、以下のような体制の強化を行っていく
 - ▶ レビューアーの増員計画
 - ▶ 人材育成プログラム等による、法令上求められる体制の確認に必要なレビューアーの資質の具備、知識研鑽
 - ▶ レビューアーのキャリアプランの策定による人材確保
 - ▶ 「ガバナンス体制を含む監査事務所の品質管理システムの有効性の検証」に必要な知見・経験を有する人材の活用

2023年度品質管理レビュー方針

2023年度品質管理レビュー方針

- 基本方針を踏まえ、上場会社等監査人登録制度の導入に伴う対応を中心に、2023年度品質管理レビューにおいて重視する点を単年度の方針として掲げるもの
 - ▶ 上場会社等監査人登録制度の導入に伴う対応
 - ◆ 上場会社監査を行う監査事務所により重点を置いたリソース配分
 - ◆ 登録申請者又は登録上場会社等監査人に対する適格性の確認を行うための品質管理レビューにおいて、法令上求められる業務管理体制の整備状況のほか、品質管理体制の整備状況について、重要な不備要因となる領域・項目を明確化し、上場会社等の監査の更なる品質向上の観点からの新たな目線で確認していく
 - ▶ 品質管理レビューにおける対応
 - ◆ 往査終了後の指導の充実
 - 業務管理体制を含む根本的な原因を踏まえた改善施策が実行可能で効果的なものとなっているかを確認し、必要に応じて改善施策の見直しを指導する取組の強化
 - 改訂品質管理基準の適用を踏まえ、監査事務所の定期的な検証や日常的監視といったモニタリング活動の実効性向上のための指導の充実 など

2023年度品質管理レビュー方針

- 2023年度品質管理レビューにおける重点的实施項目

I 監査事務所における品質管理

1. 監査業務の品質を重視する風土、監査事務所のガバナンスや組織運営
2. 専門要員の教育・訓練
3. 職業倫理及び独立性
4. 契約の新規の締結
5. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存

II 監査業務における品質管理

1. 会計上の見積りの監査
2. 不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
3. 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査
4. グループ監査
5. 監査上の主要な検討事項

III 上場会社等の監査を行う監査事務所の業務管理体制

1. 監査証明業務を公正かつ的確に遂行するための体制
2. 品質管理のシステムの整備状況に関する重要な不備事項の要因の領域及び項目

●● 信頼の力を未来へ
jicpa

◆ 日本公認会計士協会